

様式 6

入札監視委員会定例会議議事概要（物品等）

開催日及び場所	平成 22 年 12 月 16 日(木) 本部事務機構本館第一会議室		
委員 (敬称略)	委員長 加藤義雄（元仙台市副市長） 委員 三輪佳久（弁護士） 委員 手島貴弘（公認会計士） 委員 高田敏文（大学院教授）		
審議対象期間	平成 22 年 4 月 1 日 ～ 平成 22 年 9 月 30 日		
個別審議対象案件	12	件	(備考) 審議対象期間の総契約件数 384 件から、個別 審議対象案件 12 件を抽出審議した。 回答は当該案件の担当者が行った。
一般競争入札方式	6	件	
総合評価方式	1	件	
最低価格方式	5	件	
指名競争入札方式		件	
総合評価方式		件	
最低価格方式		件	
随意契約方式	6	件	
企画競争	4	件	
見積合せ	1	件	
競争性のない随意契約	1	件	
委員からの意見・質問 それに対する回答等	意見・質問		回 答
	別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	委員会の意見等を踏まえながら、部局担当者を指導し、一者応 札・応募の改善になお一層の努力を望む。また、委員会としても 一者応札・応募について、今後も注視していく。		

別 紙

質 問 (意見)	回 答
<p>1. 個別審議対象案件の抽出について (担当委員から説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul>	
<p>2. 個別審議対象案件の審議</p> <p><u>(1) 一般競争入札方式 (総合評価方式)</u> <b>【次世代融合研究システム 一式】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札回数が3回にわたっている理由について。</li> <li>・落札率が高い理由について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件は政府調達案件であり、政府調達における国内の自主的な措置として、再度入札を繰り返した上、競争入札で相手方を特定することとされているためである。</li> <li>・再度入札を繰り返した結果、落札率が高くなったものと思われる。</li> </ul>
<p><u>(2) 一般競争入札方式 (最低価格方式)</u> <b>【機械・知能系第6講義室連結机イス 120席】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札業者が1者だった理由について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書を交付した業者は5者で、そのうち応札した業者は2者であった。そのうちの1者の提案仕様が、技術審査において、一部、本学の要求要件を満たしておらず不合格となったため、結果として1者となったものである。</li> </ul>
<p><b>【国立大学法人東北大学未来医工学治療開発センター工藤研究室における労働者 (研究補助員) 派遣業務 (A, B, C, D)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落札した2者が、それぞれの契約で競合せずに1者入札だった理由について。</li> <li>・入札説明書を交付した業者は何者か。また、応札しなかった理由について。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本案件の業務は、動物実験業務に従事するもので、同一件名であるが、必要とする資格要件は、案件毎に異なるものである。落札した業者は、この資格要件を満たす人材を確保できた案件についてのみ入札したものと思われる。</li> <li>・入札説明書を交付した業者は8者である。また、応札しなかった業者にヒアリングを行った結果、必要な資格要件を満たす人材を確保することができなかったためとの回答があった。</li> </ul>

別 紙

質 問 (意見)	回 答
<p><u>(3) 随意契約 (企画競争)</u></p> <p>【ディペンダブルワイヤレスシステム用 RF・アナログ要素回路 LSI の設計補助および試作】</p> <p>【ディペンダブル画像処理プロセッサテストチップの設計・試作の業務】</p> <p>【ナノクリスタルシリコン電子源駆動用アクティブマトリックス LSI の設計および試作の業務】</p> <p>【バイオ集積化 MEMS 用 LSI の設計および試作の業務】</p> <p>・応募業者が 1 者であるが、本業務を他の業者が実行可能なのか。</p>	<p>・本案件は、それぞれ仕様の異なる L S I の設計・試作業務の企画競争であり、以前、同様の企画競争を行った際には、複数の業者が応募していることから、本案件においても、他の業者でも実行可能な業務であると思われる。</p>
<p><u>(4) 随意契約 (見積合せ)</u></p> <p>【過酸化水素水溶液 (JIS (日本工業規格) K1463:2007 に定める質量分率の 35%の過酸化水素 19,800Kg (ポリ容器 20Kg×990 個)】</p> <p>・本案件のみ見積合せによる調達とした理由について。</p>	<p>・本学では、500 万円を超えない案件については、見積合せによる調達も可能としているが、できる限り一般競争入札により調達しているところである。</p> <p>しかし、本案件は、建設工事の予定等により、作業日程の調整に時間を要し、納品日の確定が遅れたことから、一般競争入札では、十分な納入期間を確保できないことが判明し、例外的な措置として、見積合せによる調達としたものである。</p>
<p><u>(5) 随意契約 (競争性のない随意契約)</u></p> <p>【(米) パーキンエルマー社製 顕微 IR システム Spotlight150 一式】</p> <p>・随意契約理由が、「県内唯一の代理店」ということであるが、平成 21 年度の同社製品の調達は、一般競争入札に付しているが、この取扱の違いについて。</p>	<p>・平成 21 年度の案件は、「分析・測定機器」であり、代理店が複数存在することから、一般競争入札に付したが、本案件の「顕微鏡」については、代理店が県内 1 者であるため、随意契約としたものである。このように、同一メーカーの製品であっても、製品によっては、代理店で取り扱えられる製品が異なるため、契約手続きに違いが生じるものである。</p>

別 紙

質 問 (意見)	回 答
<p>3. 意見の具申 委員会の意見等を踏まえながら、部局担当者を指導し、一者応札・応募の改善になお一層の努力を望む。また、委員会としても一者応札・応募について、今後も注視していく。</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>